

南丹市監査告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年4月10日

南丹市代表監査委員 川西 通夫

定期監査報告書

記

1. 監査年月日 令和元年8月26日から令和2年3月26日まで
2. 監査執行者 南丹市監査委員 川西 通夫  
南丹市監査委員 谷尻 宣雄（令和2年2月19日まで）  
南丹市監査委員 山下 秋則
3. 監査対象課 市長公室 企画財政課、秘書広報課  
総務部 総務課、人事課、税務課、監理課、危機管理対策室  
地域振興部 情報課、地域振興課、市民協働室  
市民部 市民環境課、人権政策課  
福祉保健部 福祉相談課、社会福祉課、高齢福祉課、  
子育て支援課、保健医療課  
農林商工部 農業推進課、農山村振興課、商工課、観光交流室  
土木建築部 都市計画課、道路河川課、営繕課  
上下水道部 上水道課、下水道課  
教育委員会 教育総務課、学校教育課、社会教育課  
出納課、議会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局

#### 4. 監査の対象

委託料については一件 100 万円以上、工事請負費については 130 万円以上、負担金、補助金及び交付金については一件 50 万円以上、備品購入費については 30 万円以上、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金については一件 100 万円以上、指定管理委託料については 1 件 1,000 万円以上の事業に係る財務に関する事務の執行を監査の対象とした。

#### 5. 監査の実施内容

所管課ごとに事前に提出された資料に基づき、監査対象事業の執行状況等を聴取するとともに関係書類の提示を求め、収入事務、支出事務、契約事務等の財務に関する事務の執行が、適正に行われているかどうかを着眼点として監査を実施した。

また、抽出により支出状況を事前に調査し、事務処理に誤りが無いかについても調査した。

#### 6. 監査の結果

実施日 令和元年 8 月 26 日

対象課 人権政策課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対象課 市民環境課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実施日 令和元年 9 月 12 日

対象課 教育総務課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対象課 学校教育課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、細かな指摘はしたものの、おおむね適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対象課 社会教育課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、細かな指摘はしたものの、おおむね適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実 施 日 令和元年9月26日

対 象 課 企画財政課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 秘書広報課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実 施 日 令和元年10月24日

対 象 課 危機管理対策室

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 監理課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実 施 日 令和元年11月11日

対 象 課 総務課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 人事課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 税務課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実 施 日 令和元年11月25日

対 象 課 都市計画課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はな

く、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 道路河川課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 営繕課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実 施 日 令和元年12月24日

対 象 課 上水道課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 下水道課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実 施 日 令和2年1月14日

対 象 課 商工課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 観光交流室

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、おおむね適正であると認められた。

美山町自然文化村における2019年度の河内谷浄水場の被害等に伴う節水要請による今年度の損害補償について、十分説明ができるよう整理して対応することを指摘した。

対 象 課 農業推進課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、細かな指摘はしたものの、おおむね適正であると認められた。

対 象 課 農山村振興課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実 施 日 令和2年1月27日

対 象 課 議会事務局

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 保健医療課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、細かな指摘はしたものの、おおむね適正であると認められた。

実 施 日 令和2年2月13日

対 象 課 社会福祉課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、おおむね適正であると認められた。

地域生活支援事業の地域活動支援センター事業委託金について、内訳等十分精査を行い、その根拠をもって事業執行するよう指摘した。

対 象 課 高齢福祉課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 子育て支援課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 福祉相談課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実 施 日 令和2年2月25日

対 象 課 情報課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はな

く、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 地域振興課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、おおむね適正であると認められた。

指定管理施設の協定書中、統一されるべき数値の差異について指摘し、確認を求め、今後十分注意し事務執行することを確認した。

対 象 課 市民協働室

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実 施 日 令和2年3月26日

対 象 課 出納課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、おおむね適正であると認められた。

個人情報に関係する外部発注契約について、南丹市個人情報保護条例に基づき、契約書に個人情報保護に関する条項を明記すべきとの指摘をした。

対 象 課 農業委員会事務局

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 監査委員事務局

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

以上が、令和元年度における定期監査を行った結果である。

今回の監査についても、収入事務、支出事務、契約事務等の財務に関する事務の執行が、適正に行われているかどうかを着眼点として、監査してきたところである。

収入事務、支出事務、契約事務等において、おおむね適正な事務執行がされていた。

今後においても、南丹市会計規則、南丹市予算執行要領、南丹市事務決裁規程、その他関係諸法令に基づき、適正に処理されるよう望むものである。